

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第3号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の特例) 第5条 <省略> 2及び3 <省略>	(給与の特例) 第5条 <省略> 2及び3 <省略>
<u>4</u> 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額、予算の範囲内で行わなければならない。	<u>4</u> 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められた職員には、市長が定めるところにより、その給料月額に相当する額を、特定任期付職員業績手当として支給することができる。
(給与条例の適用除外等) 第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第7条、 <u>第10条から第12条まで、第13条、第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u>	<u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、 <u>第3項の規定による給料月額及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第7条、 <u>第9条から第12条まで、第13条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u>

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び<u>第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。